

問6 保護者が「自分も叩かれて育ったが、今ではそれを感謝している。この子もいずれ親のありがたさが分かる」と言う。

まず大切なことは、保護者自身が幼少時代に叩かれて育ち、しかし今ではそれを肯定的に捉えていることを否定してはならない。人間は自分が経験した過去に意味を付加して肯定することで、将来に向かって進むことができる。また過去の怒りや恐怖感を、肯定的な記憶として封印しているのかもしれない。

しかしこのことが、保護者が子どもに対して暴力をすることを正当化する理由にならない。また児童相談所としては、どのような理由があろうと大人が子どもに対して暴力を振るうことは認められない。

また、このように幼少時から叩かれて育った保護者は、子どもに注意する時に暴力以外の方法を知らない。

児童福祉司としては上記の3点を理解した対応が必要である。

例えば『あなたが幼児期に叩かれた時は痛かったですよね、イヤだったでしょう』と言っても、保護者は否定するばかりである。このような言い方は、保護者の過去を無意味にし、保護者を責めてしまうように受け取られやすい。

そのため保護者の話を十分に聞きながら『あなたが経験した方法は、あなたにとって有効だったし意味があったようですが、その方法が子どもさんには合っているでしょうか』と尋ねるのも一つの方法である。

暴力で子どもの行動変容を迫る保護者に対して、児童福祉司が別の方法を押し付けようとしてもうまくいかない。職権保護などで『その方法は児童相談所としては認められない』と伝えることがあるとしても、どのような方法が適切なのかは、保護者自身が見つかるのを手伝うような関わり方が必要である。

問7 虐待の通報があり家庭訪問をした際に、「うちの子どもは風呂が嫌い。しかし風呂に入れないとネグレクトと言われ、むりやり入れると泣き叫んで虐待だと言われる。どうすれば良いのか」と言われた。

事例で言えば、子どもに対して嫌がることを強制すれば、子どもはますます泣き叫ぶ。それを聞いた保護者はますます感情的になり、子どもに対して強く手荒な行動になる。すると子どもはますます恐怖心に駆られ、拒否感が強くなるという悪循環が繰り返される。

子どもを風呂に入れることは、子どもが嫌がっても必要なことであり、ある程度の強制は必要であるが、この事例では、その強制的仕方がうまくいっていない。例えばお風呂の中におもちゃを置いたり、風呂に保護者も一緒に入って歌を歌ったりお話しをするなど、お風呂の中が楽しくなることが必要である。

なおこの事例の場合、保護者の一本調子の対応法や子どもの極端な拒否反応など、親子共に発達障害の可能性を疑った。細かい具体的な状況が不明なので断定できないが、問題とは別な要因が全く姿を変えて表現されることもあり、児童福祉司としてはこのような視点も必要である。

問8 夜子ども達だけで過ごしているという通報を受けて家庭訪問をした際、「夜に仕事に行かないと収入が少なくて生活ができない。昼間の仕事を探しているがない。夜に子ども達を置いて外に出るのを禁止するなら、児童相談所が生活費を出してくれるのか」と言われた。

基本的な部分は、問4と同じである。

しかしこの事例では経済的な要因が中心であり、このことは日本中の多くの母子家庭が抱えている課題ともいえる。生活保障は児童相談所の業務ではないが、現在課題となっている『夜に子どもだけを置いて仕事に行くという選択肢以外の方法を一緒に探していくと同時に、保護者の孤立無援感をサポートする関わりが必要である。

問9 虐待通報があつて家庭訪問をした際に、「自分（保護者）が仕事で疲れているので、子どもが甘えてきても受け入れられない」と言われた。

保護者が真面目に一生懸命に働いても、経済的に苦しく余裕のない生活をしている家庭は多く見られます。特に婚姻中は無職であった母親が子どもを連れて離婚し、新しい就職先を探しても、なかなか昼間の常勤の仕事は見つからず、パートなどの低賃金で身体的にも辛い仕事しかないことも多い。

またせっかく見つけた職場も求職者が多いため、仕事に手が抜けず、休みも十分に取れないため、ぐったりして帰ってくることも多い。

そのような時に子どもからベタベタされると、子どもの甘えを十分に受け止めることができず、事例のようにイライラを子どもに向けて爆発させることも出てくる。

このように、保護者の言うことも十分に理解できるし、生活の困難さにも共感できる。そのため児童福祉司としては、

- ① 保護者が十分がんばっていることを十分に認める
- ② 生活が厳しい中で、保護者がついイライラしてしまうこともよく分かる
- ③ 保護者自身も、自分の対応の不適切さには気がついて、反省していると思う
- ④ 現状を改善することは簡単にはできにくい状況であることも理解できる
- ⑤ それでも少しずつでもいい方向に迎えるように一緒に考えたい

などを言葉で伝え、保護者と定期的に会うことが必要である。その中で保護者の孤立無援感や無力感を少しずつ解消していくことで、保護者の中に前進のエネルギーが生まれてくる。

問10 子どもが万引きやシンナーなどの非行を繰り返しているが、保護者は「自分で気が付くまで放っておくしかない」と言って、子どもの居場所を探そうともしない。

子どもがシンナーや万引きなどの非行を繰り返すことは、子どもの健全な心身の発達を阻害するものである。また非行は、子ども自身が愛情に満たされ、安定した家庭環境が保証されていないことの表れとも考えられる。そして何より保護者は、子どもを健全に養育する義務を負っている。

このように考えると、非行のある子どもを放任することは、一種のネグレクトである。

しかしもしかすると、以前は保護者として子どもに何とか立ち直って欲しいと努力した時期があった

かもしれない。それがうまくいかず、今では保護者としての自信をなくし、子どもにどのように接しているのか分からず、戸惑い、諦めている可能性も考えられる。

どちらの場合であっても、現在は保護者と子どもとの関係は悪化しており、児童福祉司が保護者を責めるだけでは親子関係の改善や保護者の態度を変化させることは困難である。

このように考えればまず、保護者が今まで子どもを育ててきた過程での子どもへのかかわり方や、現在「放っておくしかない」という結論になったいきさつ、思いなどを十分に聞くことが大切である。保護者が子どものことを諦めていると言っても、話をする中には、子どもへの愛情は十分に残っていることがほとんどである。

そのため児童福祉司は『保護者は諦めているかもしれないが、児童相談所としては子どものことは心配している。そして家族関係はいい方向に向かい、子どもも家族も幸せになるような援助がしたい』と、保護者と協力関係を作っていくような働きかけが必要である。

問 11 面接中に保護者が、「親として頑張っているのに子どもは言うことを聞かない。注意しても悪いことを繰り返す。厳しく言うと翌日には必ず家出をする。どうすればいいか」と言われた。

児童福祉司の対応として保護者に対しては、

- ① 保護者として努力している
 - ② しかし親子の間で気持ちのズレがあると感じている
 - ③ 保護者として適切な対応が見いだせなくて悩んでいる
- という点を十分に認めることが大切である。

しかし一方子どもは、

- ① 保護者の愛情は理解しながら、保護者から離れたと思っている
 - ② その結果、日ごろは保護者の話を聞き流している
 - ③ 保護者が強く出れば、反抗したり、逃げ出したりして、保護者との距離を保とうとしている
 - ④ 子どもは自分の気持ちや考えを話しても、保護者に分かってもらえるとは考えていない
- などが考えられる。

つまり児童福祉司としては、保護者の訴えを聞きながら保護者と一緒に対応策を考慮すると同時に、このような保護者に育てられ、日々一緒に生活している子どもの気持ちにも配慮する必要がある。

そのため、例えば家族療法を提案し、その面接を行うのも一つの方法である。

児童相談所は家族の誰の味方でもなく、また話し合いの結果で何か一定の方向に向かわせようとは思ってはいけな。出席した家族メンバーが日ごろ考えていることを言い合ったり、お互いの関係を再確認できるように、相互のコミュニケーションを円滑にする手伝いをする役割である。

繰り返すが、保護者自身が悩んでいるので、児童福祉司としてはそこを糸口としながら、一緒に考えていくことが大切である。

問 12 保護者が強迫神経症で、保護者の生活の仕方を子どもに押し付ける。保育所や児童相談所が改善策を提案しても受け入れない。

この事例の場合、対応方法として三つの方法が考えられる。

一つ目は、保健師が2週間に1回程度の頻度で家庭訪問を継続し、保護者への支援を行いながら、子どもの保育所を継続させ、長期間の援助を行う方法である。その間に保護者の精神科入院に付き添うなどのかかわりも出てくる。

ただこの方法を行うには、保健師にかなりの専門的知識や援助能力などの力量が必要であり、また子どもへの負担がかなり続くというマイナスがある。

二つ目の方法は、児童相談所が子どもを職権で保護し、保護者に対して精神科受診などの適切な治療の継続を強制する方法である。虐待の原因は保護者の病気（強迫神経症）であり、その原因が治療されない限り虐待の改善は難しいからである。

しかし自傷他害などない強迫神経症であれば強制的な入院は困難であり、また外来診療では長期間が必要であり、その結果子どもの保護者との分離は長期間になる可能性も高い。

三つ目の方法は現状維持で、説得程度のかかわりである。しかし強迫神経症の保護者は、人と安定した関係を作るのが困難であり、日常生活のストレスが強迫症状に表れる。その結果が子どもに負担になることを考えると、強く保護者を説得することも難しい。その結果、保護者の状態は変わらず、子どもは辛い家庭生活を続けることになる。

児童福祉司としては、どの選択肢が適切か、個別の事例ごとに判断する必要があるが、難しい対応になる。

問 13 医療不信が強く、病院への受診を拒否している。しかし直ちに生命に危険があるわけではない。

医療ネグレクトは、ネグレクトの中でも深刻な問題である。保護者は受診しないことに確信を持っているため、説得しても改善は困難である。

事例では、現時点では生命に危険性のある病気などはないようであるが、これは幸運にすぎず、いつでも子どもは生命の危険に見舞われる可能性はある。このような状況は親権の濫用であり、深刻な虐待に当たる。

実務的には緊急性が少なく、対応を始めると保護者との争いが深刻になることが予想されるため放置されがちであるが、本来は以下のような対応が必要である。

- ① 保護者に面会し、医療不信の理由を聞き、必要な場合には医療機関への受診を薦める
- ② 健診や健康診査、予防接種などを確実に受けるように薦める
- ③ 子どもが病気など、医療が必要な状態に対して適切に対応しないことは虐待に当たることを説明し、自発的な医療機関受診を求める
- ④ 何度かの説得で変化が見られない場合には、職権で子どもを一時保護したり、在宅で親権喪失宣告の申し立てを行う
- ⑤ 親権喪失宣告の請求をした家庭裁判所に対しては、医療機関への受診が確保されれば、児童相談所は審判請求を取り下げる旨を説明して、家庭裁判所のほうからも保護者への説得をお願いする
なお家庭裁判所への親権喪失の申し立てについては、親権の内容を考えれば、必要な場合に医療機関

を受診しないことは、虐待にあたり、緊急性がなくても親権喪失宣告の必要性があると認定される可能性はあると思われる。

2 職権保護後の対応について

問 14 子どもの職権で保護したあと、保護者から「子どもを取られたら自分は生きていけない。子どもを帰してくれ」とせがまれた。

子どもは保護者の所有物ではない。まして保護者の生きがいのためにいるのでもない。事例での保護者の発言は、保護者自身の都合や思いしか考えておらず、子どもの視点を全く無視したものである。

このような場合、児童福祉司は、

- ① 子どもを保護者に直ちに返すことはできない
- ② 保護者に対して、児童相談所は何が保護者の態度で不適切と考えたかを具体的に伝える
- ③ 保護者に対して、家庭状況の改善がないと、子どもを返すことができないことを明確に伝える
- ④ しかし児童相談所としては、子どもが家庭の中で安全で、幸せに生活でき、家族全体が幸せになれるように応援したい
- ⑤ そのために保護者の子どもへの態度や生活状態が変わる必要がある
- ⑥ 適切に変われるように、関係機関と一緒に頑張って応援したい

などを分かりやすく説明し、納得してもらう必要がある。

児童相談所の第一選択は子どもの福祉の確保である。保護者が一時的に混乱したり、感情的になったり、落ち込んだとしても、それ以上に必要があると判断すれば、職権による一時保護は必要である。

問 15 職権で一時保護したあと、「子どもを取り上げるのなら、児童相談所が最後まで面倒を見る。自分は面会にも行かないし、引き取りもしない」と言われた。

職権保護をすると、父親はメンツをつぶされたと思い、母親は子どもを取られたと思い、どちらも子どもを強制的に保護した児童相談所に対して激しい怒りの感情を向ける。保護者としては、今までの子育て方法を全面的に否定されたと考える人もいる。その結果、時には「面会にも行かないし、引き取らない」という事例のような発言になることもある。

その背景としては、怒りの感情を子どもにも向けているのかもしれない。また児童相談所が困るようなことを言って、児童相談所の対応を支配しようとしているかもしれない。

このような場合に児童福祉司は、

- ① 保護者が怒りの感情を持つことはよく分かる
- ② しかし現在の家庭では、子どもが適切に養育されていないと児童相談所は思っている
- ③ 児童相談所としては、保護者が、(例えば子どもの暴力を振るわないとか、よる子どもだけで過ごさないようにするとか、家の中を掃除し清潔な状態を保つなど、具体的な改善策を提示して) 変化してほしいと思っている
- ④ 変化するのはなかなか難しいので、関係機関と一緒に頑張って応援してくれる

⑤ 繰り返すが、児童相談所は、子どもが家庭の中で安全に、楽しく過ごし、家族全体がいい方向に行くように応援したい。そのために保護者も変わってほしい

ということ、を、ていねいに繰り返して伝える必要がある。

実際には保護者は感情的になっているため対応が難しい面もあるが、児童福祉司の怒りの感情に巻き込まれない冷静さが必要である。

問 16 子どもが学校で「家に帰りたくない」と言ったため、職権で一時保護したあとの保護者との面接で、「子どもが家に帰りたくないなら、あとは施設に行って一生面倒を見てもらえ」と言われた

まず子ども自身が「家に帰りたくない」と言ったことが職権一時保護のきっかけであったとしても、保護者に一時保護の理由としてそのことを伝えるのは、避けるべき方法である。

そのように伝えると、保護者は一時的に児童相談所に対する怒りは減少し、トラブルも減るが、その分子どもに対して怒りの感情を抱き、逆に事例のように子どもを引き取ることを拒否することになる。

そのため、あくまで『児童相談所の判断として一時保護を決定した』と保護者に伝える必要がある。

もしすでに誰かがそのことを伝えてあった場合であれば、『子どもは“今の状態の家に帰りたくない”と言っているのであり、家が安全で、家族で楽しく暮らせる状態になれば、帰ることを希望すると思う』と発言の意味を修正し、『子どもさんが“帰りたくない”と思うような理由が、何か思いつきますか』と、保護者自身が自分の問題として、不適切な対応を考えられるように面接を行う必要がある。

そして、『子どもは家に帰りたくないと言っているようだが、児童相談所としては、子どもを家族の下に戻したいと思っている。しかし現状ではなく、保護者自身が変わることが必要である。その応援をしたい』と、保護者の変化を促すような対応が必要である。

問 17 職権で一時保護した子どもが児童相談所を抜け出したので保護者に連絡すると、「子どもが脱走したのは児童相談所のせいだ。事故があったらどう責任を取るのか」と言われた

虐待の被害を受けた子どもを職権で一時保護した子どもが一時保護所での生活になじめず、無断外出することは時にある。その場合、その事実を隠すことはできず保護者に伝える必要があるが、保護者は当然に怒る。

ただ一時保護所からの無断外出に伴う責任については、保護者の依頼であろうと職権による保護であろうと変化はない。

より重要なのは、責任の取り方ではなく、一時保護所から無断外出した後の子どもの行動である。

子どもの選択は二つで、子どもが自分の意思で保護者の元に戻る場合がある。その場合、保護者は勝ち誇ったように言ってくる。児童相談所としては、子ども自身に真意を確認する必要性があり、個々に判断するしかないが、子どもの意思で保護者の元に戻った以上、一時保護の継続は難しいであろう。

他方、子どもが保護者の元に帰らなかった場合は、一時保護の継続が必要である。そして子どもが見つければ早急に子どもに面接して無断外出の理由を聞き、場合によっては一時保護委託などを利用して、子どもが落ち着ける場所を提供したり、心理判定員と協力して面接の回数を増やし、心理的なサポートを十分に行う必要がある。

問 18 子どもを職権で一時保護したあと、保護者が虐待の事実を認め、「一緒に生活する中で改善したい」と言われ、保護者の改善を分離しながら確認する方法が思い浮かばなかった

保護者の対応法が変わり、家庭の中が完全に安全になったという状態を確認する方法はない。しかし、保護者が「もう大丈夫」と言うだけで子どもの安全が確保されたと判断することもできない。

まず保護者自身が変わったと言う点がどこなのか、具体的な場面を想定したり、対応法を聞いたりして、気持ちや態度の変化を確認する必要がある。

次に保護者と子どもが同席し、一緒に作業をしたり、具体的課題や将来の生活について話し合う機会を設け、お互いの関係を観察することも可能である。

この場合特に、子どもが悪いことをしたので保護者が叱るという場面について、何度か話し合ったり、実際にロールプレイをしてみて、家族だけの場面で子どもが安全に生活できるかを判断することができる。

その後、外出や外泊などを繰り返し、本当に安全であり、虐待の再発の可能性がないことを確かめるなど、慎重な対応が必要である。

問 19 職権で子どもを保護したが、保護者は虐待の事実を認めず、「いつ子どもを帰してくれるのか」とばかり主張し、話し合いが進まないままに時間が経過してしまう

職権保護の主な目的は、

- ① 虐待行為からの子どもの保護
- ② 保護者が自分の行為を虐待と見られていることに気づく
- ③ 虐待行為が止まり、子どもへの対応法が変わるきっかけとなる

などである。

職権保護をすると保護者は怒って児童相談所に押しかけてくることも多いが、児童相談所が『虐待と判断している』という前提で対応するため、保護者は嫌でも②を意識せざるを得ない。

しかし事例の場合、保護者との話が噛み合わないのは、

- ① 児童相談所が保護者に対して、保護者のどのような行為が不適切と考えているか、保護者にどのように変わってほしいと考えているかが、十分に理解されていない
- ② 保護者自身が、通常の説明では理解しがたい要因がある

という二つの可能性がある。そのうち②については、保護者自身に知的障害や発達障害の可能性が考えられる。

どちらにしろ児童相談所と保護者の間にはコミュニケーションがうまくいかず、共通理解ができていない状態である。根気強く、分かりやすく、説明を続けるしか方法がないであろう。

3 保護者との対応

問 20 ネグレクトで子どもが年少のきょうだいの世話をして不登校の家庭訪問をしたら、「子どもは学校に行くより家で妹や弟と一緒にいる方が楽しいと言っている。無理に学校に行かせるほうが虐待ではないか」と言われた

まず基本的な考え方として、憲法では、保護者はその養育する子どもを就学させる義務がある。また学齢期の子どもが年下のきょうだいの世話をするため、学校を休むことを放置するのは、保護者の不適切な養育として、ネグレクトに当たる。

実務的には、年少の子どもは保育所に入所させるなど、保護者がいない間でも、子どもが適切に養育される環境の整備が必要である。

その上で、担任教師や関係機関の職員が家庭訪問し、子ども自身に働きかけて、安心して登校できるような配慮が必要である。

なお多くの場合、不登校が長期化していると学力遅滞も深刻な問題になり、それが学習への意欲の欠如や登校を渋る原因にもなる。そのため、子どもへのカウンセリングなどと同時に、補習なども必要になる。

また多くの場合、このような家庭は、家庭内が不潔である、朝定時に起きる習慣がない、食事が十分でない、借金があるのに金銭管理がルーズである、年長の子どもが非行を繰り返しているなど、子どもはネグレクトされ、数多くの問題が複合的に絡まっていることも多い。

そのため児童福祉司は、保護者の言い訳に振り回されるのではなく、関係機関と連携し、保護者や家族も交えて個別ケース検討会を開催し、家庭に関する情報を共有したり、家族全体の問題を整理して、援助の優先順位を決めたり、援助の役割分担を行うなど、家族全体に対する総合的な援助を考える必要がある。

問21 虐待者である母親は児童福祉司に子育ての辛さを訴えるが、父親はそのような母親の苦しみを理解せず、母親を責める

この事例の場合、母親は父親から責められ、それ以上に自分で自分に対して責める気持ちがあり、その苦しさやストレスから虐待という形で子どもにイライラが向くという悪循環に陥っている。

しかし大切なことは、この悪循環が完全には閉じておらず、児童福祉司に話すという形で、開かれている。少なくとも虐待者である母親は児童福祉司に話ができるので、児童福祉司とすれば母親のサポートに集中する必要がある。

ただこのような事例で注意すべきは、いくら母親が依存的になり、辛い気持ちを話しているにしろ、子どもに対する虐待は続いていることである。そして母親の虐待の程度が危険な状況であれば、児童相談所として子どもの職権保護もありうることを忘れてはならない。

問22 面接中に保護者から、「若くて子どもを育てたこともない児童福祉司に、子育ての辛さが分かるか」と言われた

このような発言は、若い児童福祉司であれば必ず言われることである。しかしこれは児童福祉司だけでなく、保健師や保育士、教師も言われる定番の批判である。

しかし児童福祉司が若いというのは、マイナスばかりでなくかえってプラスのことも多い。保護者にとって若い担当者は、権威的でなく、自分と同じレベルで話ができる存在である。部分的には自分の方が経験を持ち、教える立場に立ったりできるのは、安心である。

児童福祉司は保護者に対して『私にはよく分からない部分もあるので、考えていることや感じていることを教えてください。一緒に考えていきたいのです』と、援助的なスタンスに立ちやすい。

児童相談所の役割は、援助の枠組み作りと具体的なサポートである。それは若くても可能である。そして子育ての辛さは一人ひとり違うので、子育てを経験すれば何でも分かるわけではない。

多くの場合、このような発言をする保護者は、今まで人から自分のことを理解してもらったり、自分が人から助けられたという経験が少ないと思われる。援助を受けることを諦め、誰にも分かってもらえない怒りが、このような発言の背景にあると思われる。

このように考えれば、保護者からこのように言われたとき、児童福祉司として自信をなくして後退するのではなく、「分からないかもしれませんが、あなたの気持ちを知りたい」と積極的に踏み込むことが大切である。もしかするとこのような発言は、他人から侵入されることを拒否する口実かもしれないからである。

問23 子どものことで相談があり、児童福祉司が「これから一緒に考えていきましょう」と言うと、「今すぐ答えが欲しい。親としてどうすればいいか教えて欲しい」と言われた

確かに保護者は子どものことで困っており、苦しんでいるため、今すぐに回答を求める気持ちも分からないではない。

一方、子どもの対応は一人ひとり違い、一般論で話をしても当てはまらないことも多い。また自分の発した疑問に関する答えは、自分で見つけるしかない。

そのため、どうしたらいいかを聞かれた場合に『保護者がやってみてたまたまうまく行ったり、少しだけ良かったりした経験はありませんか』と尋ねてみる。たまたまや偶然はいつも起こるわけではないが、しかし条件が揃えば、実際に起こりうることである。

また多くの場合保護者は、「あれも困った、これも問題」と問題の多さに戸惑い、「ああしてほしい、こうなって欲しい、それはそうならないと困る」と、色々な課題や求める解決策の中で混乱している。そのため児童福祉司は、話を聞く中でそれらを整理し、解決の順番や優先順位をつける必要がある。

その上で、今すぐに少しでも良い方向に向けたいのは何か、来週までに解決したい課題は何か、などを考えるのは大切なことである。

なお心理療法の手法として「ブリーフセラピー」があり、心理判定員の中には詳しい人がいるかもしれない。気が短くせっかちな保護者に対する対応法のヒントが得られるかもしれない。(安部計彦担当)

4. 親対応におけるワーカーの疑問に答えて

記述の内容に基づいた対応について、検討したい。

例24

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>本児達の様子伺いのため、家庭訪問して父に面接した時。</p> | <p>父、子の父子世帯。 「昔はみんな叩いて躰をしてきた」「言っても聞かないから叩くのだ」「叩くことも必要である」など、暴力的な躰を肯定し、「子どもを叩いたことはないのか」と尋ねられ、叩いたことがある自分としては、どこまでが躰でどこから虐待かをうまく説明できずに困った。</p> |
|-----------------------------------|---|

大変むずかしいテーマである。

叩く親の多くは、叩かれて育ってきていることが多い。そのこと事体、叩くことを学習して育ってきたといえる。叩くことしか道がないと思っている。「みんな叩いてしつけをしてきた」というのは、確かに体罰肯定であった昔を振り返ると否定はできない。しかし、一発殴って虐待かといわれると、たたきどころによっては虐待であると言える場合もある。後頭部を殴って子どもが重大な障害を受ければそれは虐待行為になる。

虐待とは、大人によって、加えられた子どもへの心身に傷がのこる行為なのである。

よって、しつけのつもりでも、子どもに傷をつける行為に及べば、これは虐待行為であるといえる。

いきすぎたしつけも、虐待に該当する。

しつけは子どもが社会にでるときのルールを守るために教えるものである。しかしながら、適切な時期に年齢に教える必要がある。1才の子に片付けを強要してしつけと言いつつ張りつければ、発達を知らないのか、ストレスをぶつけているか、いい訳なのかと考えたい。

さて、この対応にそって、考えてみたい。

「子どもは叩いたことないのか」という親が問うのは、自分が責められていることへの反論であったり、また、「どうすれば叩かないで子どもをしつけることができると思うのか」という質問であるかもしれない。

叩くことへのつらさは、罪悪感はあとで出てくる。よってどうすれば、叩かないですめるのか、どういう状況のときに叩いてしまうのかを丁寧に聞くことも必要かもしれない。

子どもは、叩かれることを想定して、親との関係を保っている場合がある。子どもも学習している場合には、叩かれないでも十分に親は構ってくれるということを教えていかなければならない場合もある。

扇動する子どもかどうかの把握、親子関係はどういう形でコミュニケーションがとられているのかを十分に把握したい。

その上で、叩かないですむ場合を考えたい。また、叩くという行為には、親のストレスが絡んでいる。よって、どういったときにいらいらしたり、叩いてしまうのかを親に振り返ってもらうが必要である。給料前でお金がなくなったとか、理解者がいないとか、自分に自信がなくなったときとか、無力感に襲われるとか、誰も相手にしてくれないとか、他者との関係がうまくいかないとか、いろいろな要因が重なっているものである。

例25

| | |
|----|--|
| 8歳 | <p>実父からの身体的虐待で一時保護して3ヶ月。実父も充分反省し、虐待行為は再発しないと確信して家庭に戻した。その際、子どもの前で「もう叩かない」と約束させた。その後、子どもが叩かれぬものと父親を見くびって嘘や問題行動を始めた。「どうしたらいいのか」と父親から相談があり、結局粘り強くいけないことはいけないと口頭で叱るしかないと言われ、本児へは家庭訪問などしてかかわっている。</p> |
|----|--|

子どもがうそをつくとか、自分を困らせている状況が続くと、子どものいい面が評価できずに、いらいらをぶつけてしまいやすい。

また、実際に、子どもは親から受けている虐待ゆえに、食べ物を与えられず空腹のために、スーパーで食べ物を盗むなどの行為が始まる場合もある。

何を盗るのかについても意味がある。空腹もある。友達が持っているものを一切買い与えない場合、その仲間に入れてほしさに、おもちゃをとってくるという場合もある。どういった内容なのかをまず理解したい。

また、虐待行為をうけると、子どもには、壊す、他児を殴る、小動物をいじめるなどの行為が現れてくる場合もある。親はどんな場面で子どもに叱っているのだろうか。母親はそのときどのような態度をとっているのだろうか。また他児との関係はどうなのだろうか。

いずれにせよ、通常、問題行動は、親にとっては、困る行為としてうつるので、ついつい「子どもが悪い」と悪者にしがちである。しかし、問題行動は、いわば、かまって欲しいSOS信号である。

この場合には、子どもの試し行動とも考えられる。叱られる関係で成り立っている場合には、子どもは再度、かまわれるために、試しをする。しかし大人が試さなくても、十分に子どもを信頼している姿勢をみせ、子どもに構うと少しずつ納まる場合もある。母親はどうしているのだろうか。寂しさを持っていてそこからの問題行動なのだろうか。一人でいる時間は長いのだろうか。

子どもも親も共に困っているのには、かわりはない。子どもの行為はSOS信号である。親も「どうすればいいのか」と相談してきている。ここで問題は何かを共に考える親対応の第3段階を思い返して欲しい。どういったときにうそをつくのだろう。どういったときに何を盗るのだろうか。

子どもはそれをどう思っているのだろうか。もし、子どもも一時保護されることを避けたいと願うならば、親子で考えていくこともできるかもしれない。

例えば、児童相談所の親子合同面接や、あるいは共に親技術として、「ほめる行動」「やめる行動」

などで、共に子どもとつながっているという親共同での取り組みも、プランとして考えることができるのではないだろうか。

親については、どういった点で、困っているのか、親自身が子どもにどういったイメージを抱いているのか、そして、困っていなかった過去はなかったのかどうか。いつごろから始まったのかを知りたい。

学校はどのように捉えているのだろうか。必要ならば、学校とも連携しながら、子どもを支えていく

こともできる。家庭訪問の目的を子どもに伝えておくことも重要かもしれない。

例26

| | |
|---------------|---|
| 実母の育児に対する負担感。 | 本児が弟のおもちゃなどに連日いたずらする(ビデオをいじったり、プラグにものをつめたり)。限界だと実母来所(実母からの心理的虐待で、来所面接を継続していたケース)。「本児は夜泣きがひどく、死のうと思いつめたことがあった。実父は大変さを理解してくれなかった。生後半年で既に自分を死に追い込むことまでしている」と訴えるので「お母さん、大変な子育てされてきたんですね」と答えたが、「この子は私にとっては爆弾のようなもの。爆弾を抱えて24時間暮らすものの気持ちがわかりますか。本児が自分のいたずらで命を落とすのは仕方がないが、他の家族が巻き添えになったらと思うとゾッとする。このまま本児に関わっていると他児の養育に影響が出るので一切関わりを持ちたくない」と一方的に話し帰ってしまった。 |
|---------------|---|

「実際に育児が大変である」と、親が児童相談所や関係機関に相談にきても、どの程度かわからないままにすると、その後親が子どもを殺してしまったという事件がおこることもある。

どの程度の大変さかについては、「よくある話」と片付けたり、「大変ですね」というだけで終わらないことを心がけたい。ストレスが嵩じると、子どもの泣き声が引き金になって、虐待が起こることはよくあることであり、親にとっては、24時間がとてつもなく、永遠に続くと思うことも特に乳児期では多い。特に第1子の場合には、どう育ててよいのかわからないという不安が高まる。

第2子が出産後は、第1子が第2子に構ったり、世話をやいたり、嫉妬を感じてぐずるなどなどの現象が出る場合がある。いずれも、自己存在をアピールしている行為である。退行現象を起こして同じようなあかちゃんがえりをする場合もある。

親がそういった現象を知らない場合もある。また知っていても受け入れられるゆとりのない場合もある。大変だということを受け入れ、「よくやっておられる」ことをまず評価するのは重要であろう。しかし、それで満足しない場合もある。児童相談所へやってくるのは、よくよく困り果ててきている。このケースもよくよくの決心で来られたのだろう。

大変さを具体的な形で聞いていく姿勢やさらに必要なら社会資源を紹介することが必要である。まずは、

①どういったことがらから、育児が大変であったと感じ始めたか。特に父親が育児に無関心であるとか、非協力である場合には、大変さを一人で抱える場合が多い。

②誰かに相談できる機会があったかどうか。

③親自身が持病をかかえていたり、寝られていないという現象が起こっている場合もありうる。

④孤立的な生活をすごしている場合もある。どういった生活リズムなのだろうか。

④子どもとの愛着関係はどうか

子どもは、3才にもなれば、電気製品に関心を抱く時期がある。興味関心が広がる。親にとってはあれもこれもと、気遣いが必要な時期である。

子どもの状態が多動であったり、言うことをいっても、繰り返す子どもなのか、あるいは、いわゆる母親にとって気になる存在なのかという点については、親が納得いかない場合、心理士の発達検査をし

てもらふことも一案である。コミュニケーション障害もありうる。その場合の対応については、専門家との相談が適切だとアドバイスすることも重要かもしれない。

また、夫への不満を訴えているのであれば、日中の育児ストレスを軽減するため、保育所や一時保育、ファミリーサポートの利用、近隣の保健センターでの発達相談などを照会する場合もでてくる。一方的に話して帰ってしまったということであるが、次回の約束はとりつけられたのだろうか。

例27

| | |
|------------------------|---|
| 母自身の子育てを振りかえって いた時。 | 拒食症の児童に母の思いを伝えてほしいので母に時に抱きしめてあげてはどうかと話していたところ「私は親に抱きしめられたことがないので出来ない」と言われた。母に「最初はぎこちなくても繰り返してみてください」と言ったが一瞬言葉に詰まってしまった。 |
|------------------------|---|

「抱きしめてあげてください」といっても、「抱きしめられない」親の対応は注意深くありたい。虐待する親は、「抱きしめたくても」抱きしめられない事情のあることが多い。

抱きしめられない理由は、子どもを抱きしめると、どれだけ抱けばいいのかわからない、抱けば抱き癖がついて大変になる、子どもを心底受け入れていない場合には、感情的にも物理的に受け付けられない場合もある。

出産前からどのような受け入れだったのか、生まれてからどうだったのかという親になる過程を聞いていきたい。乳児の場合は、ミルクはどうされたのか、寝るときにはどうだったのか。

子どもを欲しくない母が子どもを産んだとき、抱けないと拒否的であった場合がある。夫の不理解や、自分の母親と同様の運命を自分が受け入れられないという背景が潜んでおり、気持ちが受け付けなかった。ストレスも多かった。その場合には、すぐに抱きしめてということを無理強いしないで、保育所にあずけながら、子どもとの一定の距離をとりながら、親子関係をとっていくことが勧められた例もある。

死亡事例を分析した精神科医のライダーらは、ケアの葛藤と、コントロールの葛藤という2つの概念によって説明を試みている。

ケアをすること、ケアされることの葛藤、コントロールされること、コントロールすることの葛藤があるという。自らも虐待をうけた親は、子どもを抱きしめると、子どもに支配されてしまうのではないかという不安やおそれをいやくということである。虐待をうけた親は、自律、自立ができていない場合が多い。そのため、子どもに侵入されるおそれを抱きがちとなる。自分がないがためにそれに操られるのではないかと不安になるためである。よって、抱きしめられるとか、抱きしめるのを強要することはできないし、助言としても適切ではない。「詰まってしまった」というのは、ワーカーもなんとなく、無理かなと思っている節が感じられる。

例28

| | |
|------------------------------|--|
| <p>2回目の来所相談時に子育ての相談が出た時。</p> | <p>子どもは上手におだてたり、ほめたりする事が大切と話す、子どもには可愛い所はなく親のストレス発散の為に子どもを叩いたりする。叩いて育てると子どもは親の言いなりになるが自発性が無くなって困るとの話になりストレス発散を子どもに向けてはいけなくとも誰に向ければいいのか、子どもに向けてのが一番と言ひ、他に向ければ迷惑がかかると主張したので、どう返答していけばいいのか困った。</p> |
|------------------------------|--|

2回目の来所相談で、親としてはストレートに子どもへの思いを訴え、また叩かざるをえない心境を訴えているのは、相談者に信頼してのことだろう。また相談者に無理を言ひ、甘えているようにも感じる。

親が自分を受け入れてもらっていない場合には、子どもを受け入れる余地はない。「子どもはおだてたり、ほめたりすることが大切」という一般論は、こういった親には、いきなりは受け入れにくい。自分が大変だというときに、こうすればいいよという提案は、あなたは間違っていたやり方だからだめだったのでよというメッセージを案に伝えていることになるのである。ワーカーは、しかし2回目なので、なにか言ひてあげないといけなくのではないだろうかと思ひ、言ひたのだろうけれど、これは、有効な方法ではない。

この事例のように来所が親にとって負担でないならば、しばらく、親の大変さを受容しながら定期的に傾聴することも可能である。

叩いて育てると子どもは自発性がなくなるという、一般的な話ではなく、ストレス発散を強調しているふうからは、自分のストレスをどうにかしてほしいという訴えが強い。

親自身がどのようなものをストレスと感じているのだろうか。それはすぐに解決できることがらなのか、あるいは、過去からひきずっているものなのか、子どもを受け入れられないのは、どのくらい継続しているのだろうか、家族内の関係はどうなのだろうか、などなど、いくつか、親とともに整理していくこともできる。

親の問題把握のために、親と一緒に何が問題なのかをアセスメントをしていくことを提案することもできるだろう。第3段階を共にできることがこの親なら可能なのかもしれない。

叩かざるをえないといひながら、2回も訪れている状況を考えると、親に訴えいける力があり、解決への動機付けも高く、能力は備えて要る親なのだろうと予測される。一緒に考えていくプロセスが、親を受け入れていく作業にもなる。

自分の状況を受け入れてくれたという信頼関係を築いていく中で、必要なら地域の相談機関やグループワークにつなげること、保育サービスを利用することも考えられる。またその他の公的な支援が利用できることも考えられる。

このような親の場合には、近隣の保健センターが身近か相談にのってくれる。グループケアを利用することも可能である。

グループケアの利点は、「自分だけが悩んでいなかった」と気づき、共に前向きに子どもとかわれる環境に身を置けること、この場だけでしんどさを共有できる、時に、自分のやっっているところを認めて

もらえる場にもなりうる。児童相談所から紹介することも可能であろう。

例29

| | |
|----------------|---|
| ジュースがやめさせられない。 | 子どもの要求のままジュースを飲ませ続けていて、子どもがそれをとりあげると泣くので行儀して、また飲ませてしまう。子どもの歯は虫歯だらけ。食事も食べないという状況。本児の体にとって飲ませ続けることがよくないと伝えても、泣きわめかれると自分が切れてしまうし、この方法がうちでは1番と言う。父に対して適切な助言ができなかった。 |
|----------------|---|

子どもは、大人の状況をうまく掴んでいる。泣いたら大人が渡してくれるのを学習してしまっている。大人のほうが根負けをしているために、子どもが勝ち取っている。御菓子を与えるというのも同じ訴えが多い。泣かれるとつらいという。よくありがちなパターンである。

虐待の親でなくても、泣かれるとあせってしまう。特に虐待を受け続けてきた親にとって、泣かれると、自分が罰せられた気分になって、かつて泣いて叱られた自分と重なり、泣くなどという思いが強まる。

決して罰しているのではないのだが、泣かれる行為は、虐待の引き金になることが多い。それを回避する智慧として、だめだと思いつつジュースを与えてしまっている状態であろう。実際、虐待事例においては、泣き声が引き金になって重度の虐待にいたる場合もある。

どうすればいいのかという点である。

普段の生活状況はどのようなものなのだろうか。一緒にご飯を食べるという状態なのか、子どもが水分だけしかとらなくなったのはいつのころからか。固形物を食べられない事情があるのだろうか。固形物を嫌うきっかけが何かあったのだろうか。

親によっては、子どもの年齢に合わせて食べ物を与えることの知識のない場合もある。近年では、乳幼児に、刺激物（カレーライス、キムチ漬物など）や、ファーストフードを与えるなど、無知からくる間違った食生活に陥っている場合もある。

食べる環境はどうなのだろうか。虐待をする親は、自分だけ先に食べてしまい、子どもが食べるのをずっとみている人もいる。また自分だけ食べて、子どもに用意してほおって置くことにある。

楽しくなければ、食べられない。

習慣性のものなのか、おなかが満たされないからなのか、不安が高くなっているのか、保健センターの栄養士に相談してみるのも一つかもしれない。簡単に食べさせられる食材、食生活のしかたなどを交流することで、知識を得ることはできる。

家族のメンバーはどうなのだろうか。父は一人で子育てをしているのだろうか。そうであれば、保育所入所も考えられる。そこで子どもが飲まないこと、食べることの習慣を身につけていってくれば、親にとっても安心である。

例30

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>責められると萎縮してものがいえない子に対して</p> | <p>母は本児に注意した時本児が萎縮して何も言えなくなることを理解出来ず、黙り込んでしまう本児。「わからない」と繰り返す本児に余計腹をたててしまっている。「なぜ自分の思っていることを言えないのか」と言う母にどのように伝えれば母が納得できるのか悩んだ。ちなみに母は「自分はこの子のことを全くかわいいとは思えない」「自分の子どもであると思えない」と断言している。小学生の子の実母からの相談である。</p> |
|-------------------------------|--|

基本的に親とのアタッチメントが形成されているのだろうか。自分の子どもを可愛く思えないのは、自分の思い通りにならないからなのか。小学校に入る時期は、幼児期と違い評価が、加わる。そのため、評価に弱い親にとって、子どもの動作が気になりやすい。全くかわいいと思えないというのは、いつごろから思ってきたのかをまず知りたい。下に子どもができたという場合に、上を邪険にしだす場合もある。

アタッチメント形成がうまくいっておれば、親子関係を調整することは時間があまりかからないかもしれない。

状況を見てみると、子どもは心理的虐待をかなりうけているようである。萎縮するということから、親は、かつての自分を自分の子どもに重ね合わせている場合もある。

相談に来られているので、解決はしたいと望んでいるが、なかなかその糸口が見つからないようである。本児はすでに心理的虐待を受け続けているために、自己表現ができない状態に萎縮してしまっている。悪循環を繰り返すため、親は子どもを受け入れられなくなっている。

小学生に入る時期は、特に学校からの評価によって、「おとなしいとか、ものがいえない」ということを言われることで、再度、子どもに期待をしてしまう。

評価を気にしたり、子どもをコントロールしてきた親にとっては、学校の評価が気になってしかたがなくなる。「かわいいと思えない」「自分の子どもであると思えない」言葉からは、親の未熟さが伝わってくる。しかし、この言葉によって、子どもはますます自信を失っていくので、ここで親子ともに、支援が必要になる。

相談に来られていることから、このままだとだめというのは、わかっている親であるので、親の言い分をよく効き、自分の生育史の振り返りなど、親面接を継続されることが重要だろう。

また自信を失っている子どもには、押し込められた感情を表出するために、プレイセラピーなどの機会が必要になるだろう。

例31

| | |
|-----|---|
| 7さい | <p>「盗みが止まらない。家から勝手にお金を持ち出して困る」「外ですると心配だから学校に行かせずに家に居させている」「どこかで預かって欲しい」と相談がある。内容を尋ねると「家のことを手伝わない。自分のすべきことをしないから、おこずかいをあげない。すると盗む」「寝として手を上げたりした」等。実際の本児の怪我については「転んだ」「ぶつけた」と本当のことを言わず、誰がしたかも明らかにしない。本児の悪いところを訴えるだけで親のしていることは決して話さない。「悪い子どもだから厳しい施設に入れて更正して欲しい」という訴え、要求だけで、こちらからの「父母と詳しく話したい」「父母の言動を改めて欲しい」には全く耳を貸さない。</p> |
|-----|---|

この場合、当然与えられるべき小遣いを与えないから、子どもが盗る行為に走る悪循環を起こしている。何が問題発生原因になっているのだろうか。この子どもだけが、問題行動をおこしているのだろうか。どういうきっかけなのだろうか。いつからこういった行動がでてきたのか。何故問題行動を起こし続けるのだろうか。家族の状況の変化や、環境の変化はなかったのだろうかを知りたい。

子どもの虐待が頻回に起こっているようである。怪我の程度やどの部位かを確かめたい。安全かどうか。子どもの心身の状態も把握したい。子どもは針のムシロ状態になっているかもしれない。学校で叱られ、親に叱られ。さらに、どの程度の頻度で問題行動が起こっているのだろうか。

言動を改めて欲しいというアプローチは、親が悪いからだというメッセージを伝えてしまい、ますます親は、抗弁として、自分たちは悪くないということを正当化するだけのエネルギーを使うだろう。実際に問題行動を起こして困ってしまっているのは事実である。よって、どうすればそこから一緒に解決できていくのかを考えていきたいという立場を明確にワーカーとして、親にワーカーの役割を示すことがあろう。仮に、親のストレス状態があれば、生活状況についても整理していくことが必要である。

さらに、行動については、具体的には、認知行動療法的なアプローチを用いることができるかもしれない。子どもについては、児童相談所でのプレイセラピーなど自分だけの時間の確保を作ることや、心理アセスメントを進めたい。また親子合同面接などが可能になれば、日頃の親子のやりとりが親とともに振り返るチャンスとなるだろう。(加藤曜子担当)

分担研究報告書

第 3 章 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチを取り入れた親支援

分担研究者：井上 薫(同朋大学)

井上直美(日本福祉大学)

研究要旨：平成 15 年度報告ではサインズ・オブセイフティ・アプローチ(以下、「SoSA」とする)に基づく親支援の方法について提案を行なった。平成 16 年度においてはその提案に基づく実践研究を行ない、次の成果があった。

(1) 家族支援のための手法を検討した。

(2) 個別ペアレンティングプログラムの導入のための面接のモデルを提案した。

(3) 児童相談所および児童養護施設との共同研究による事例研究を行なった。事例研究からは、①リスクと同時に安全のサインや家族の強みをみていくこと、援助専門職の知識と家族の知識の両方を見ていくことを重視したケースマネジメントを行なうことで、子どもの安全を目標に家族とのパートナーシップを土台にした相談援助ができることが示された。② SoSA に基づく取り組みは、子どもと保護者、援助専門職と当事者などの意見の違いを調整できることが示された。③家族参加型カンファレンスは保護者の関与度を高め、支援ネットワークづくりに有効なことが示された。④SoSA にもとづく書式と他のチェックボックス方式の書式と併用することで、リスク管理をしながら取り組むことが大切であることが示された。

(4) 研究者が現場の実践者と共同の事例研究をしながら、現場のニーズに合わせてモデル・手法を提供していくことが、手探り状態の現場に方向性をもたらしたり、ネットワークづくりなどに貢献することが示された。

なお、今後の課題は、2003 年度報告で提案したもののうち十分実施できなかった部分については今後試行すること、および成果を継続的な取り組みによって検討していくことである。

はじめに

2004(平成 16)年には、児童福祉法の一部改正及び児童虐待防止法の一部改正がされ、児童虐待防止の制度の変更がなされた。さらに、制度の変更に伴いそれを実現していくために、2005(平成 17)年には、「児童相談所運営指針」、「市町村児童家庭相談援助指針」、「子ども自立支援計画策定ガイドライン」等が改正または作成された。

一方、各方面では、子どものケアと家族の再生支

援、家族再統合をめざした取り組みが模索されている。

われわれは、ターネルら(1999 など)から学び、家族と専門職のパートナーシップを土台にして、子どもの安全な養育を作ることをめざすアプローチを展開している。今回の報告では、研究者と現場実践者が協働による実践的研究を行い、理論と実践、研究と現場、専門職と当事者の溝を埋める努力・工夫を試みる。

I 研究目的

平成 15 年度においては、「安全な養育に向けて家族と作るペアレンティングプログラム」(井上直美・井上薫, 2004) という報告により、親支援の方法について提案を行なった。

平成 16 年度においてはその成果を取り入れた実践を行い、親支援の方法についての知見をまとめる。

家族支援の実践モデルとして、SoSA (ターネルら、1999) を取り入れる。SoSA では、家族がもつ知識と援助専門職がもつ知識に基づいて、危険性と安全性の両面からバランスのとれたリスクアセスメントとプランニングを目指す。家族がもつ知識とは、家族の見方や文化、ネットワークである。専門職がもつ知識とは、調査研究や実践研究に基づくリスクなどに関する知見である。危険性とは、起きたことや起きる可能性まで含めた危害と家族の機能不全である。安全性とは、虐待を防ぐ家族なりの力とリソースである。

このような包括的な見方で、これからの子どもの安全に向けて、専門職が家族と協力して取り組むのが SoSA の基本姿勢である。

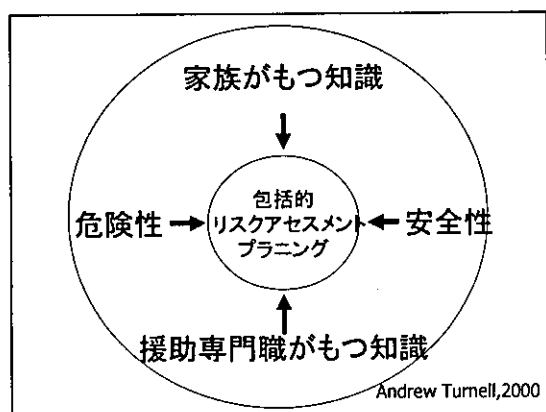


図1 SoSAによるアセスメントとプランニングの基本姿勢

II 方法

SoSA を取り入れた親支援を現場で実践する。それと併行して、SoSA の家族支援手法の検討と個別ペアレンティングセッション運営方法の開

発を進める。

1 家族支援の手法の検討 (研究1: サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの手法)

上述の実践を具体的に進める上で、書式やその使用法について検討した。

2 個別ペアレンティングプログラムの検討 (研究2: 個別ペアレンティングプログラム「虐待を防ぐ子育て講座」)

具体的な事例を想定したロールプレイで、個別ペアレンティングプログラムへの導入やセッション運営の仕方を検討した。

さらに、プログラムの一部を一つの事例で実施した。

3 現場での実践

児童相談所2か所、児童養護施設2か所の職員との共同研究により実施した。

分担研究者は、現場職員とケースマネジメントの書式を用いて、アセスメントとプランニングを行った。

また、分担研究者は、プラス面とマイナス面の両方について家族と一緒に話し合う面接方法を現場職員に教授した。現場職員の実践事例の経過について、継続的に検討した。

さらに、分担研究者がコーディネートして、支援ネットワークづくりのための家族参加型カンファレンス、及び職員グループコンサルテーションを行った。

報告する事例研究は以下の4事例である。

研究3: 児童相談所でWWWを用いて介入の必要性を説明した事例

研究4: 児童相談所で安全な養育のための評価と支援計画票を見直しに用いた事例

研究5: 児童養護施設で応援ミーティングをネットワーク作りに用いた事例

研究6: 児童養護施設で5スペース法を用いて親子関係調整を行った事例

Ⅲ 結果と考察

1 SoSA を用いた親支援の実践結果から導き出された点

(1)リスクと同時に、安全のサインや家族の強みをみていくこと、援助専門職の知識と家族の知識の両方を見ていくことを重視しながら、一貫したケースマネジメントを行なうことで、子どもの安全を目標に家族とのパートナーシップを土台にした相談援助ができることが示された。

(2)プラス面とマイナス面の両方を取り上げることで、保護者と子どもがお互いの立場と可能な協力に目を向ける合同面接が可能になることが示された。

(3)家族参加型カンファレンスに家族が参加できない段階でも、カンファレンスの記録を家族に公開していくことで、家族が支援ネットワークづくりや子どもの養育に関与しようとする態度を引き出すことができた。危険と安全、家族の見方と援助専門職の見方をバランスよく取り組むサインズ・オブ・セイフティ・アプローチは、枠組みの広さと具体的な出来事を重視する特徴ゆえに、立場が異なる者も共有しやすい。

(4)保護者の動機付けを高めて個別ペアレンティングセッションに導く面接のモデルを提案した。研究6「児童養護施設で5スペース法を用いて親子関係調整を行った事例」においてその一部を試みることができた。事例の状況像にフィットするやり方で家族にプログラムを提示することは、家族の参加への自発的な動機付けを高め、プログラムの実施に有効であることが示唆された。ただし、事例の積み重ねが不十分であるので、この点の検証は今後の課題としたい。

2 否認事例への適用について

研究3の「児童相談所でWWWを用いて介入の必要性を説明した事例」では、子どもの被害が起きた経緯が家族と専門職で合意できていないし、研究5の「児童養護施設で応援ミーティングをネットワーク作りに用いた事例」ではきょうだいの

被害の起きた経緯が明確になっていない。これらは、否認事例という範疇に入れることができる。子どもの被害は保護者の虐待によるもの、保護者の養育責任が果たされていないことを専門職との間で認めていない事例である。家族支援には一段と慎重さが求められる。子どもの今後の安全のためには、専門職が子どもの被害が起きた状況を具体的に推定し、それと似た状況に置かれた時に、子どもが被害を受けるやり方ではなく、それ以外の健全なやり方で状況に対処できるかを確認することが大変重要である。否認事例の取り扱いについては、今後事例を積み重ねながら知見を集積していく必要がある。

3 他のアセスメント指標との併用

書式については、SoSAに基づくものは、エピソードを簡潔な文で記述する方式がとられている。危機的な状況で一時保護などの介入をしなければならぬ時や、子どもを家族と接触させていいかどうか見極めたり、事例を終結させるかどうか検討するときなどでは、チェックボックス方式などの他のアセスメント指標との併用が望ましいと考えた。従って、共同研究として取り組んだ全事例では、SoSAに基づく書式とチェックボックス方式のアセスメント指標を併用した。

4 研究者と現場との協働

研究者が現場の実践者と共同の事例研究をしながら、現場のニーズに合わせてモデル・手法を提供していくことが、手探り状態の現場に方向性をもたらしたり、ネットワークづくりなどに貢献することが示された。

つぎに、現場との協働に関して工夫した点や今後の課題について述べる。

(1)現場（施設と児童相談所）との協働という点では、分担研究者が実現したいことに協力してもらおうという姿勢では協働関係は出来ず、現場のニーズに合わせてアプローチを提供していくことの大切さを痛感した。①現場の独自プログラムの成熟度、②現場のワーカーの知識・技能、③現場の組